

第4回宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書検討委員会（概要）

■ 日時

平成20年2月21日（木）

■ 会場

宇都宮市役所 15A会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，小針委員，酒井委員，船津委員，砂長委員，塚原委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，管理グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 提言書の内容について（資料1，資料2）

ア 資料の説明

- ・ 事務局より，参考資料1，2に基づき，シンポジウムのアンケートの集計結果，アンケートにより寄せられた意見を説明
- ・ 事務局より，資料1，2に基づき，前回会議資料から変更した部分（資料1において下線を引いてある部分）を説明

イ 議論

- ・ 資料1，2に基づき，提言書素案の全体を議論した。
- ・ 事業者の責務の部分については，正副委員長と事務局で修正案を協議し，提言書検討委員会の委員に持ちまわり協議することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（前文中の「生活文化」）

○ 委員長

- ・ この言葉は，第2回提言書検討委員会で，わかりやすさを重視して，「新しい何か」から「新しい生活文化」に変えたところである。

○ 委員

- ・ このときは，地域においては，「地域文化」や「生活文化」という言葉が使われているという話から，「生活文化」という言葉を使用することに落ち着いている。

- 委員長
 - ・ 別紙1のように、文化芸術振興法で文化が細分化されて定義されている中に、「生活文化」が位置付けられているのを見ると、「生活文化」という言葉では狭いかもしれない、紛らわしいかもしれないという印象を持つ。
- 委員
 - ・ この部分については、第2回提言書検討委員会の議論の時に、非常にうまく収まったな、と思った。また、シンポジウムの際に、自治基本条例に対する一般の人々の関心は決して高くないという印象を持った。地域の連帯感とか、意欲とかが今、非常に求められている。「地域文化」、「生活文化」に類する表現を考え、入れていく必要がある。「生活文化」という言葉から「生活」をとり、単に「文化」としてしまうと、地域の実態に合わなくなるのではないか。
- 委員長
 - ・ 考える会議の委員から指摘があったということは、一般の市民の中にも同様の印象を持つ人がいるだろうと考えられる。修正した方が良い。
- 委員
 - ・ 私の住んでいる泉町では、木遣歌（きやりうた）を出初式で歌う方がいらっしゃる。そのような活動は、「伝統文化」に分類されるのだろう。ここは大括りにして、「文化」という言葉が良いのではないか。
- 委員
 - ・ 最近、「地域力」という言葉が良く使われる。そのような雰囲気を持つ表現が欲しい。
- 副委員長
 - ・ 単に「文化」と言うと、市民はいろいろなものを連想してしまうのではないか。自分達の生活に関わる、という意味を含ませなければ。
- 委員
 - ・ それであれば、「生活文化」という熟語にこだわらず、「地域の生活に関わる新しい文化」等とすれば良いのではないか。
- 委員長
 - ・ それが良い。「生活文化」という熟語にしてしまうから紛らわしくなる。
- 委員
 - ・ 今までの議論を踏まえると、「地域に根差した文化」等、「地域」というキーワードを入れる必要があるのではないか。
- 委員
 - ・ 最近、地域においては高齢者の方々が増えており、これらの方々がやっている活動も含むことができるような表現であるべきだと思う。
- 委員長

- ・ 現在の案では、「新しい」という言葉が「生活」ではなく、「文化」に係っている。したがって、「生活・地域に根差した新しい文化」という表現が良いのではないか。

○ 副委員長

- ・ この言葉が使われている前後のくだりを見ると、「未来を見つめ」、「より住みやすいまちを構築していきたい」とある。「生活」を省き、「地域に根差した新しい文化」で良いのではないか。「生活」という言葉は「地域」の中に含まれる。また、自治基本条例は国の憲法ではなく、地方・地域の憲法であることも明確になる。

○ 委員長

- ・ それでは、この部分は「地域に根差した新しい文化」とする。

(市民憲章との整合性)

○ 委員長

- ・ この部分は事務局が作成した別紙2のとおりで良いと考える。もともと自治基本条例と市民憲章は目的も性格も異なる。厳密な整合性を図る必要はない。ドッキングする必要もない。各々が述べていることがらに矛盾が生じていなければ良い。

(前文(補足説明))

○ 委員長

- ・ 一つ目は、「みんなが安心して暮らせるまち」を「みんなが安全に、安心して暮らせるまち」に修正したらどうか、ということだが、これで良いと考える。
- ・ 二つ目は、「自治を担う者には～」の段落が長すぎるので、いくつかの文書に区切ったらどうか、という提案だが、この部分は補足説明であって、これで良いと考える。ただし、条文本文になるところは、どんなに長くても一文にまとめる必要があるのは、法令の約束ごとである。

(協働の定義)

○ 委員長

- ・ ここのいくつかの文章に分けたほうが良いのではないかと、いう提案だが、事務局は分けていない。これは、条文本文になるところだからである。これで良い。

(市民の権利)

○ 委員長

- ・ 「意見を提案できる」という権利を定めたら良いのではないかと、いう意見だが、第2分科会ではどのような議論を経てきたのか。

○ 委員

- ・ 「意見を提案できる」という権利の議論ではなく、行政の行っていることを適切に検証していく必要がある、という議論であったと考えている。

○ 委員長

- ・ いわゆる「提案権」というものであるが、そのような個別具体的な権利をどこまで自治基本条例に定めていくことが適当なのかという問題である。個別具体的な権利を網羅していくと、これはどうだ、これも載せるべきではないかと際限がなくなっていく。ここは、もともとの第2分科会の議論の結果を尊重して、事務局資料のとおりで良い。またこの部分については、全体会の中で議論しても良いだろう。

(議員の責務、執行機関の役割と責務、市長の責務、職員の責務)

○ 委員長

- ・ 「公正かつ誠実に」とあるところを、「公正、公平かつ誠実に」と修正したらどうかという提案であるが、適切であると考ええる。「公平」は、行政が求められる重要な視点である。「公正」という言葉の中に、「公平」の趣旨が含まれるという考え方もあるが、あえて「公平」という言葉を表に出していくことが重要である。

(自助、共助、公助)

○ 委員長

- ・ 「市民は、自らできることは自らで」というように、助詞の「で」を入れるかどうかという問題だが、事務局で整理したとおり、一般的には「で」を入れないものと考えられる。

(地域主体のまちづくり)

○ 委員長

- ・ 文章の流れを良くするために、「大小様々な小・中学校区」の後ろに「がある中で」という言葉を入れたら良いのではないかと、という提案だが、これで良いと考える。

(住民投票)

○ 委員長

- ・ 前回の全体会で「住民や議員が住民投票を求めることができる」という文言があっても良いのではないかと、という意見が出されたが、結論から言うと、事務局が作成した別紙3のとおりで良いと考える。現在の法制度、特に地方自治法を踏まえた表現である必要がある。現在、既に住民・議員・市長が住民投票条例制定の請求・発議ができ、条例が制定された際には市長が住民投票の執行者であることを十分に説明するという、この方針が良い。

(首長の多選禁止)

○ 委員長

- ・ これは、シンポジウムのアンケートで出された意見である。これに関しては、事務局が作成した別紙4のとおりであり、地方自治法等の法律で手当てがなされない限り、自治基本条例等の条例に載せていくことは難しい。別紙4にもあるが、現在存在している首長多選自粛条例は、現在の首長だけに関わるものが多い。つ

まり、後の世代の人々まで拘束して良いのか、という問題が大きい。また、多選禁止は日本国憲法に反するのではないかと、という議論もなされていたが、これは国で整理がなされ、憲法には反しないという解釈が出された。

(執行機関の組織)

○ 委員長

- ・ 「迅速な」という言葉を入れてはどうか、という提案であるが、文章全体の流れを見直し、「的確に対応」する中に、「迅速に対応」することも含まれるとする事務局案で良いと考える。

(事業者の責務)

○ 委員長

- ・ 副委員長から本日提案があった件である。事業者の責務の本文、2点目を書き換えたらどうか、というものである。

○ 副委員長

- ・ 「事業者は、市民ひとり一人がやりがいや、充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択、実施できるように配慮しなければならないこと」と、書き換えたらどうか、というものだが、この表現は、平成19年12月18日に内閣官房所管のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が策定「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」から引用している。

○ 委員長

- ・ 副委員長の案は分かりやすいが、現在の提言書素案は条文になることを前提としているので、そのまま使用すると長いと思う。
- ・ 副委員長の原文を尊重しながら、事務局で条文の形に修正し、さらに正副委員長と協議して決めていくこととする。

○ 委員

- ・ 今、「仕事」と「家庭」という流れでワーク・ライフ・バランスが議論されている。この条例はまちづくりのための条例であって、人生の中でのまちづくりとはどのようなものかという流れで書くべきでないか。

(前文)

○ 委員

- ・ 今、「はじめに」において、「宇都宮市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らすことができる」というように、「活力に満ち」という言葉が加えられている。同様に、「前文」本文の7項目目、「このようなまち、社会を実現し、市民がさらに幸せに暮らしていくためには」のところも、「このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには」と修正したら良いのではないかと。

- 委員長
 - ・ この部分に「活力に満ち」という文言を加えることは、良いと考える。
(地域活動団体の責務, 「自助, 共助, 公助」)
- 委員
 - ・ 「地域活動団体の責務」の補足説明等の中の3点目に, 「強いネットワークを構築していくことに努めなければなりません。」とあるが, ここに, 「地域力」という言葉を加え, 「強いネットワーク, 言い換えれば, 強い地域力を構築していくことに努めなければなりません。」としたらより分かりやすくなるのではないか。
- 委員長
 - ・ 「ネットワーク」を, 「地域力」と言い換えるのは難しい。意味が少し違う。
- 委員
 - ・ 最近, 良く「地域力」という言葉が使用される。「地域の底力」等。このようなニュアンスの言葉を入れたいところである。
- 事務局
 - ・ 地域力という言葉ネットワークにからめて使うと, 趣旨がぼやけると思われる。「自助, 共助, 公助」の項目の中に「地域力」という言葉を入れたらどうか。例えば, 補足説明等の3点目, 「公共的活動に協力していくよう努めなければなりません。」とあるところを, 「公共的活動に協力し, 地域力を強めていくよう努めなければなりません。」とする等。
- 副委員長
 - ・ 地域活動団体, 非営利活動団体の責務の補足説明等の中で, 「どうし」となっているところは, 「相互に」とすると良いのではないか。
- 委員長
 - ・ 趣旨をより明確にするため, 「相互に」とするのが良いだろう。
(非営利活動団体の責務)
- 副委員長
 - ・ 本文の2点目, 「その他の各主体とも同様に協力して」とあるが, 実際には非営利活動団体が非常に弱い立場であることを考慮し, ここの部分だけは, 「その他の各主体とも対等の立場で同様に協力して」としたらどうか。
- 事務局
 - ・ 協働の定義には, 「各主体が, 互いに対等の立場に立って」と入っている。したがって, 他の部分で「協働」という言葉を使っている場合は, 「対等の立場に立つこと」が前提となっている。あえてここだけ本文に入れると, 他の部分に比べて明らかに浮き立つ。また, この定義にある「各主体」は, 地域活動団体や非営利活動団体のみならず, 議会や市役所等の市も含み, これらが皆対等であることを謳っている。「対等の立場に立って」という文言を入れるのであれば, 素案全体に

「対等の立場に立って」という文言を導入していくことになる。

○ 委員長

- ・ 全体のバランスを考えると、ここには「対等の立場に立って」という文言を入れない方が良い。

(「宇都宮市自治基本条例を考える会議について」)

○ 副委員長

- ・ 「自治基本条例を検討する場としては全国的にも最大規模の50名近い委員構成となり」とあるが、48名という人数が確定しているのだから、ここは「48名という委員構成となり」と書くべきだ。

3 その他

事務局から、次回日程について説明

4 閉会